

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年10月2日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	iFreeETF JPX日経400
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

iFreeETF JPX日経400

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

10口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(6)【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式（以下「取得時のバスケット」といいます。）を所定の方法（※1）によって提示するものとします。

受益権の取得申込者は、販売会社（※2）に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

(※1) 所定の方法

1. 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト「<https://www.daiwa-am.co.jp/etf/>」に掲示します。
2. 「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数は、取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるものとします。
3. 取得時のバスケットの評価額が、委託会社が定める口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合には、取得申込者はその差額に相当する金銭を支払うものとします。
4. 取得時のバスケットに取得申込者の自社株式等（自社が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。）が発行した株式をいいます。以下同じ。）が含まれている場合には、当該株式に代えて、当該株式の評価額に、これを信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を加算した金額の金銭を引渡すことによって、取得の申込みに応じることができるものとします。

取得申込者は、販売会社を通じて、委託会社に取得時のバスケットに自社株式等が含まれている旨を通知するものとします。この通知が取得申込時に行なわれなかった場合において、そのことによって取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

(※2) 販売会社

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(7) 【申込期間】

2026年10月3日から2027年4月2日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込みにかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込みにかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。（株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。）

(10)【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「J P X日経インデックス400（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信 その他資産 ()	MRF	
追加型投信	内 外	資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式		グローバル	
一般	年1回		
大型株		日本	日経225
中小型株	年2回		
債券		北米	
一般	年4回	欧州	
公債		アジア	TOPIX
社債	年6回 (隔月)	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	
その他資産 ()	日々	アフリカ	その他 (JPX日経イン デックス400 (配当込み))
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファン ド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2兆円に相当する株式および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの目的・特色>

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400（配当込み）」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。

- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

- (a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- (b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
- (c) 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

JPX日経インデックス400とは

- 東京証券取引所に上場する普通株式等の中から、時価総額、売買代金、ROE等をもとに、算出者が選定した銘柄を算出対象とします。
- 構成銘柄数は、原則として400銘柄です。
- 起算日は2013年8月30日、基準値は10,000です。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、1口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
 - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「JPX日経インデックス400（配当込み）」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
 - ・解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

決算日は毎年1月10日および7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ①「JPX日経インデックス400」および同指数に配当収益を加味した「配当込JPX日経インデックス400（本書類における「JPX日経インデックス400（配当込み）」をいいます。）」（以下、総称して「JPX日経400等」といいます。）は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」といいます。）および株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、JPX総研および日経は、「JPX日経400等」自体および「JPX日経400等」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ②「JPX日経400等」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPX総研、株式会社日本取引所グループおよび日経に帰属しています。
- ③本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、JPX総研および日経は、その運用および本件投資信託の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④JPX総研および日経は、「JPX日経400等」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤JPX総研および日経は、「JPX日経400等」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経400等」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

追加的記載事項

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPX日経インデックス400（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
 - ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・株価指数先物取引*と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
 - ・指数の構成銘柄の入れ替えおよび指数の算出方法の変更による影響
 - ・追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- *JPX日経インデックス400以外の指数先物取引を利用することがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2014年3月26日	信託契約締結、当初設定、運用開始
2014年3月27日	受益権を東京証券取引所に上場
2023年4月4日	ファンドの名称を「iFreeETF JPX日経400」に変更（従来は「ダイワ上場投信－JPX日経400」）

(3) 【ファンドの仕組み】

	名 称	関係業務の内容
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	信託契約（※1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（※2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

※1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況（2026年6月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携
2025年 7月 1日	大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。
- ② 前①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- ③ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ④ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。
- ⑤ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)③に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託財産を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

4. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

なお、前1.および前2.の証券または証書ならびに前3.および前4.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを「株式」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

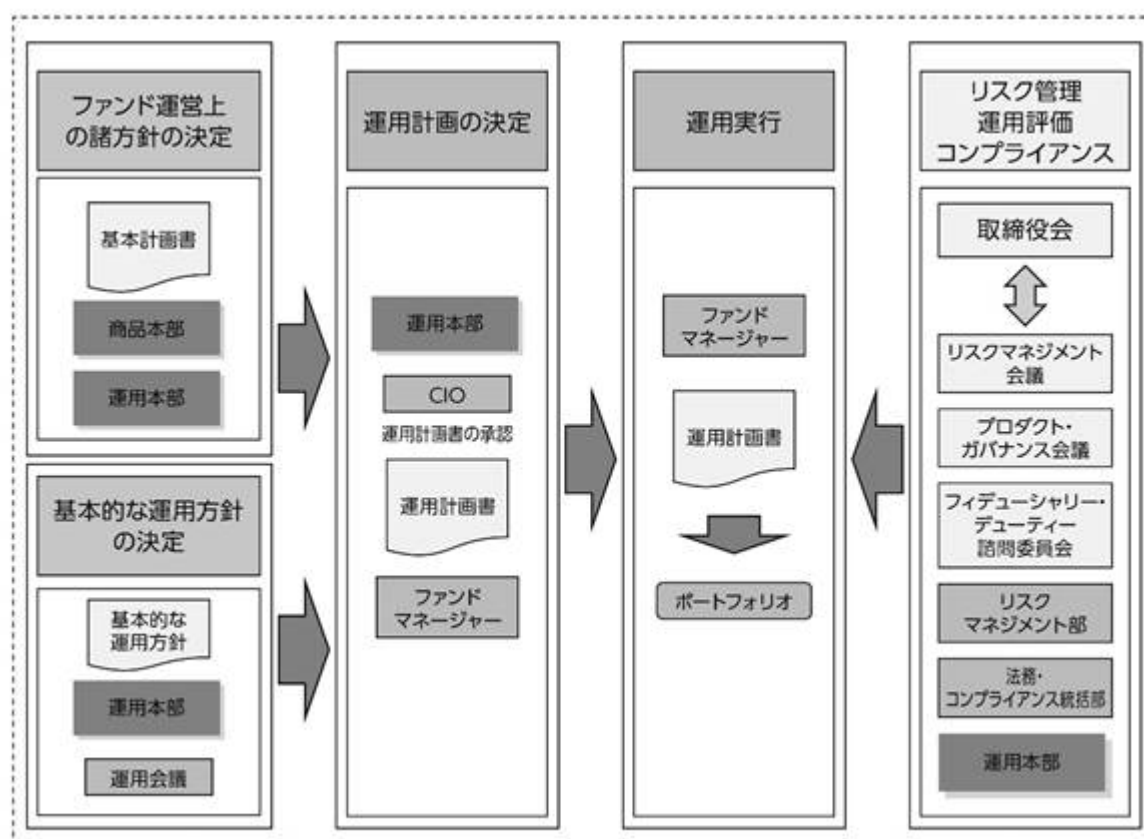
4. 手形割引市場において売買される手形

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認
- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認
- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を確

認します。

ホ. 運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ. ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・運用計画に基づく運用プロセス等の実行

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびフィデューシャリー・デューティー 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ、フィデューシャリー・デューティー諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、当社の取り組みの適切性や妥当性に関する事項、その他フィデューシャリー・デューティー遂行の観点で検討が必要な内容として取締役会から諮問された事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2026年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5)【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ. にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

④ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 株式の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、株式の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 外貨建資産（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧ 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

- イ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
- ハ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。くわしくは「第2 管理及び運営」をご参照ください。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの目的・特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

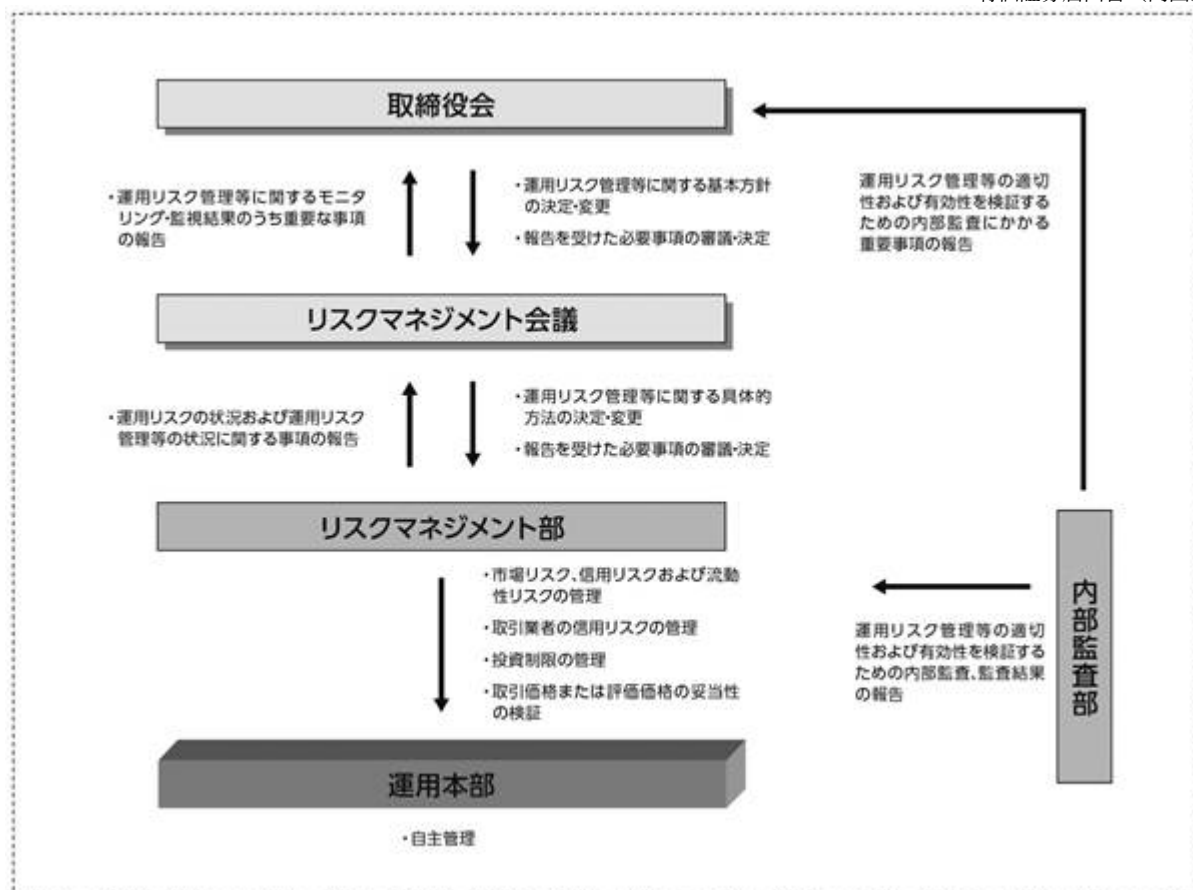
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。 (https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html)
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公算利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を取得申込者から徴収することができるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

② 信託財産留保額

ありません。

交換時手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.198%（税抜0.18%）以内を乗じて得た額

委託会社 年率0.13%（税抜）以内

受託会社 年率0.05%（税抜）以内

*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率0.198%（税抜0.18%）

ロ. 55%（税抜50%）

ただし、イ. とロ. の合計は、年率0.275%以内（税抜0.25%以内）

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前①イ.の報酬

委託会社 年率0.13%（税抜）

受託会社 年率0.05%（税抜）

*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前①ロ.の報酬

委託会社 報酬の50%

受託会社 報酬の50%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産中から支弁することができます。

＊提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.044%（税抜0.04%）以内を乗じて得た額となります。

＊提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ③ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

（※）売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税**イ. 受益権の売却時**

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で課税されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰

越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収（※）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2026年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		658,660,234,720	98.38
	内 日本	658,660,234,720	98.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		10,828,386,601	1.62
純資産総額		669,488,621,321	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		10,734,262,500	1.60
	内 日本	10,734,262,500	1.60

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】（2026年6月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	254,200	38,165.18 9,701,588,793	77,150.00 19,611,530,000	2.93
2	村田製作所	日本	株式	電気機器	1,599,300	3,259.53 5,212,980,205	11,395.00 18,224,023,500	2.72
3	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	504,600	20,474.05 10,331,207,470	32,340.00 16,318,764,000	2.44
4	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信 業	2,620,400	4,288.75 11,238,249,742	5,963.00 15,625,445,200	2.33
5	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	1,849,100	6,216.51 11,494,966,022	7,743.00 14,317,581,300	2.14

6	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	2,060,000	5,268.17 10,852,443,718	6,346.00 13,072,760,000	1.95
7	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	3,516,700	2,650.30 9,320,312,606	3,207.00 11,278,056,900	1.68
8	三菱電機	日本	株式	電気機器	1,854,100	4,766.19 8,837,009,457	5,876.00 10,894,691,600	1.63
9	三井物産	日本	株式	卸売業	2,372,600	4,816.97 11,428,753,558	4,497.00 10,669,582,200	1.59
10	三菱商事	日本	株式	卸売業	2,439,200	3,807.10 9,286,298,287	4,347.00 10,603,202,400	1.58
11	信越化学	日本	株式	化学	1,486,000	5,152.03 7,655,922,151	7,008.00 10,413,888,000	1.56
12	キーエンス	日本	株式	電気機器	122,600	57,966.48 7,106,691,593	81,060.00 9,937,956,000	1.48
13	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	119,700	62,969.38 7,537,435,809	82,810.00 9,912,357,000	1.48
14	パナソニック ホールディング	日本	株式	電気機器	1,999,900	2,068.78 4,137,358,557	4,502.00 9,003,549,800	1.34
15	東京海上HD	日本	株式	保険業	1,249,600	5,982.74 7,476,033,605	7,202.00 8,999,619,200	1.34
16	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	782,200	9,296.31 7,271,580,057	11,330.00 8,862,326,000	1.32
17	伊 藤 忠	日本	株式	卸売業	4,692,400	2,004.99 9,408,260,203	1,854.00 8,699,709,600	1.30
18	フジクラ	日本	株式	非鉄金属	1,335,000	2,915.27 3,891,885,768	6,238.00 8,327,730,000	1.24
19	HOYA	日本	株式	精密機器	314,800	25,064.07 7,890,169,955	25,950.00 8,169,060,000	1.22
20	ルネサスエレクトロニクス	日本	株式	電気機器	1,641,300	2,406.04 3,949,036,810	4,807.00 7,889,729,100	1.18
21	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	2,844,300	3,383.82 9,624,626,857	2,725.00 7,750,717,500	1.16
22	三菱重工業	日本	株式	機械	2,104,600	4,273.56 8,994,138,205	3,666.00 7,715,463,600	1.15
23	日 立	日本	株式	電気機器	1,669,800	5,131.47 8,568,530,114	4,471.00 7,465,675,800	1.12
24	住友電工	日本	株式	非鉄金属	2,388,400	1,601.96 3,826,139,217	2,927.00 6,990,846,800	1.04
25	ディスコ	日本	株式	機械	81,600	55,481.65 4,527,303,145	81,260.00 6,630,816,000	0.99

26	住友商事	日本	株式	卸売業	4,193,200	1,418.25 5,947,016,333	1,549.00 6,495,266,800	0.97
27	丸 紅	日本	株式	卸売業	1,353,100	4,634.46 6,270,895,157	4,690.00 6,346,039,000	0.95
28	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	2,260,400	2,679.31 6,056,312,395	2,745.00 6,204,798,000	0.93
29	NTT	日本	株式	情報・通信 業	42,503,700	158.87 6,752,983,806	145.00 6,163,036,500	0.92
30	オリックス	日本	株式	その他金 融業	986,300	4,716.00 4,651,399,971	6,149.00 6,064,758,700	0.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.38%
合計	98.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.04%
鉱業	0.42%
建設業	1.99%
食料品	3.03%
繊維製品	0.22%
パルプ・紙	0.07%
化学	5.06%
医薬品	2.98%
石油・石炭製品	0.60%
ゴム製品	0.63%
ガラス・土石製品	0.71%
鉄鋼	0.73%
非鉄金属	2.97%
金属製品	0.41%
機械	6.55%
電気機器	22.91%
輸送用機器	3.94%
精密機器	2.28%
その他製品	1.50%

電気・ガス業	1.38%
陸運業	1.41%
海運業	0.66%
空運業	0.37%
倉庫・運輸関連業	0.03%
情報・通信業	7.07%
卸売業	7.83%
小売業	3.86%
銀行業	7.65%
証券、商品先物取引業	1.10%
保険業	3.64%
その他金融業	1.59%
不動産業	2.11%
サービス業	2.65%
合計	98.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	NK400 先物 0809月	買建	2,951	10,446,870,432	10,734,262,500	1.60%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)	東京証券取 引所 市場相場
第5計算期間末 (2016年7月10日)	78,136,038,761	78,833,415,581	10,980.2	11,078.2	11,000

第6計算期間末 (2017年1月10日)	114,462,399,049	115,241,646,999	13,954.4	14,049.4	13,990
第7計算期間末 (2017年7月10日)	129,536,957,561	130,846,543,664	14,540.4	14,687.4	14,510
第8計算期間末 (2018年1月10日)	174,362,426,891	175,834,675,240	16,935.9	17,078.9	16,930
第9計算期間末 (2018年7月10日)	182,643,259,258	184,376,187,716	15,387.8	15,533.8	15,470
第10計算期間末 (2019年1月10日)	174,531,535,148	176,440,233,343	13,624.6	13,773.6	13,620
第11計算期間末 (2019年7月10日)	218,809,196,167	221,365,265,617	14,124.6	14,289.6	14,090
第12計算期間末 (2020年1月10日)	260,275,811,235	262,796,561,451	15,694.5	15,846.5	15,680
第13計算期間末 (2020年7月10日)	240,499,446,833	243,361,001,018	14,035.5	14,202.5	13,940
第14計算期間末 (2021年1月10日)	303,104,612,357	305,505,124,307	17,046.0	17,181.0	17,000
第15計算期間末 (2021年7月10日)	327,422,081,467	330,594,518,033	17,442.2	17,611.2	17,400
第16計算期間末 (2022年1月10日)	347,908,822,850	351,131,783,825	18,243.0	18,412.0	18,255
第17計算期間末 (2022年7月10日)	322,483,365,808	326,696,830,333	17,220.7	17,445.7	—
第18計算期間末 (2023年1月10日)	323,421,160,224	327,412,356,812	17,179.1	17,391.1	17,175
第19計算期間末 (2023年7月10日)	382,801,465,109	387,186,022,497	20,604.4	20,840.4	20,595
第20計算期間末 (2024年1月10日)	406,591,394,996	410,509,766,108	22,413.3	22,629.3	22,395
第21計算期間末 (2024年7月10日)	490,277,499,125	495,040,768,757	27,173.2	27,437.2	26,895
第22計算期間末 (2025年1月10日)	453,862,472,399	458,683,111,514	24,949.7	25,214.7	—
2025年6月末日	481,947,344,435	—	26,634.4	—	26,725
第23計算期間末 (2025年7月10日)	467,786,289,932	473,486,193,512	25,851.8	26,166.8	25,800
7月末日	487,427,557,470	—	26,937.2	—	26,925
8月末日	505,795,519,084	—	28,028.8	—	—
9月末日	521,048,134,137	—	28,874.1	—	28,885

10月末日	557,166,955,663	—	30,875.6	—	30,800
11月末日	562,553,999,493	—	31,174.1	—	—
12月末日	567,245,354,816	—	31,520.5	—	31,650
第24計算期間末 (2026年1月10日)	579,986,744,494	585,241,593,722	32,228.5	32,520.5	32,180
2026年1月末日	586,010,588,833	—	32,653.0	—	32,470
2月末日	648,574,451,385	—	36,238.5	—	36,200
3月末日	582,214,672,985	—	32,530.7	—	32,620
4月末日	625,711,913,566	—	34,865.0	—	34,720
5月末日	663,468,431,004	—	36,968.8	—	37,130
6月末日	669,488,621,321	—	37,304.3	—	37,630

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	98.0
第6計算期間	95.0
第7計算期間	147.0
第8計算期間	143.0
第9計算期間	146.0
第10計算期間	149.0
第11計算期間	165.0
第12計算期間	152.0
第13計算期間	167.0
第14計算期間	135.0
第15計算期間	169.0
第16計算期間	169.0
第17計算期間	225.0
第18計算期間	212.0
第19計算期間	236.0
第20計算期間	216.0
第21計算期間	264.0
第22計算期間	265.0
第23計算期間	315.0
第24計算期間	292.0

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	△15.5

第6計算期間	28.0
第7計算期間	5.3
第8計算期間	17.5
第9計算期間	△8.3
第10計算期間	△10.5
第11計算期間	4.9
第12計算期間	12.2
第13計算期間	△9.5
第14計算期間	22.4
第15計算期間	3.3
第16計算期間	5.6
第17計算期間	△4.4
第18計算期間	1.0
第19計算期間	21.3
第20計算期間	9.8
第21計算期間	22.4
第22計算期間	△7.2
第23計算期間	4.9
第24計算期間	25.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第5計算期間	3,355,529	1,174,837
第6計算期間	2,854,815	1,768,295
第7計算期間	2,572,764	1,866,625
第8計算期間	1,974,632	587,938
第9計算期間	2,259,402	685,472
第10計算期間	1,586,798	646,116
第11計算期間	2,681,275	0
第12計算期間	1,390,009	297,456
第13計算期間	1,885,917	1,334,745
第14計算期間	843,537	197,022
第15計算期間	1,038,970	48,726
第16計算期間	445,755	146,794
第17計算期間	99,218	443,484
第18計算期間	248,559	148,669
第19計算期間	49,636	297,402
第20計算期間	247,010	685,036

第21計算期間	49,511	147,430
第22計算期間	247,509	99,106
第23計算期間	148,473	244,632
第24計算期間	0	98,873

（参考情報）運用実績

●iFreeETF JPX日経400

2026年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：6,070円 設定来分配金合計額：41,220円

決算期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	20年7月	21年1月	21年7月	22年1月	22年7月	23年1月	23年7月	24年1月	24年7月	25年1月	25年7月	26年1月
分配金	1,670円	1,350円	1,690円	1,690円	2,250円	2,120円	2,360円	2,160円	2,640円	2,650円	3,150円	2,920円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金を支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	394	98.4%	電気機器	22.9%	東京エレクトロン	電気機器	2.9%
国内株式先物	1	1.6%	卸売業	7.8%	村田製作所	電気機器	2.7%
不動産投資信託等	-	-	銀行業	7.6%	アドバンテスト	電気機器	2.4%
コール・ローン、その他	-	1.6%	情報・通信業	7.1%	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.3%
合計	395	-	機械	6.6%	みずほフィナンシャルG	銀行業	2.1%
株式 市場・上場別構成			化学	5.1%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	2.0%
東証プライム市場		98.1%	輸送用機器	3.9%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	1.7%
東証スタンダード市場		0.3%	小売業	3.9%	三菱電機	電気機器	1.6%
東証グロース市場		-	保険業	3.6%	NK400 先物 0809月	-	1.6%
地方市場・その他		-	その他	29.9%	三井物産	卸売業	1.6%
合計		98.4%	合計	98.4%	合計		21.0%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPX日経インデックス400（配当込み）です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2026年は6月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの（以下「取得時のバスケット」といいます。）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額（法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。）をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ③ 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- ④ 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ⑤ 前②の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うものとします。
- ⑥ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその親会社（会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式（以下本⑥において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代えて当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該自社株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑦ 前⑥に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- ⑧ 前②の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑧において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額（評価額により算出したものに限ります。）に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑨ 販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- ⑩ 販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。

- ⑪ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。
- ⑫ 委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受け付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。
1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日
 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 4. 前1.から前3.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑬ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- ⑭ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受け付けの中止、取得申込みの受け付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ⑮ 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ⑯ 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、前⑨に定める株式（前⑤、前⑥および前⑧に該当する場合の金銭を含みます。）または前⑩に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済み

の通知にかかわらず、振替機関に対し当該受益権にかかる信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権（受託会社が「3 資産管理等の概要(5)②」に規定する重大な信託約款の変更等に反対した受益者からの「3 資産管理等の概要(5)③」の規定による請求により買取った受益権を除きます。）につき、信託期間中において、当ファンドの一部解約請求をすることはできません。

<交換>

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。
- ② 受益者が交換請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限までに交換請求をした場合には、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- ④ 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 前①の規定にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1.から2.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。
 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
 3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ⑥ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続を行ないません。当該抹消にかかる手続および後⑮に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後⑩または後⑫に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑦ 受託会社は、後⑩または後⑫の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後⑯に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものととして取扱います。
- ⑧ 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

- ⑨ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。
- ⑩ 前⑨の規定により交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回することができます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算されるものとします。
- ⑪ 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なうよう受託会社に指図します。
- ⑫ 前⑪の規定にかかわらず、委託会社が指定する株式に当該請求を行なった受益者が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本⑫において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前⑪の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額（評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。）に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式（当該自社株式等を除きます。）を交換するよう受託会社に指図するものとします。
- ⑬ 前⑫に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。
- ⑭ 前⑪の規定にかかわらず、前⑪の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式（以下本⑭において「配当落ち株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額（当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた額とします。）に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託会社に指図することができるものとします。
- ⑮ 受託会社は、前⑥に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前②に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前⑥に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前①の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。
- ⑯ 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

- ① 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により取引所売買単位未満の振替受益権が生じた場合
 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
- ② 前①の買取価額は、買取請求受付日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ③ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- ④ 前③の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前②の規定に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した10口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式：

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から7月10日まで、および7月11日から翌年1月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2014年3月26日から2014年7月10日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が20万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前①の3. または前②の2. に規定する書面に付記します。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社、受託会社もしくは販売会社のいずれからでも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

<支払方法>

1. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 受託会社は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。
3. 受益者は、原則として前2.に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
4. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - イ. 受益権は、前3.の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - ロ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - ハ. 前3.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前イ.の受益権の受益者の振替機関の定める事項を（当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
5. 信託契約締結当初および追加信託時の受益者については、前2.に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
6. 前2.に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前3.に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
7. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

8. 受託会社は、前7.の規定により委託会社に収益分配金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
9. 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

② 信託終了時の交換等

1. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。
2. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
3. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社が発行した株式またはその親会社が発行した株式（以下本3.において「自社株式等」といいます。）が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
4. 受益者が、信託終了時の交換について信託終了日から10年間その交換請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2026年1月11日から2026年7月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

iFreeETF JPX日経400

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 2026年1月10日現在	第25期 2026年7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,447,012,475	36,224,512,357
株式	※2※3 575,083,293,660	※2※3 663,563,965,690
派生商品評価勘定	173,996,662	180,306,108
未収入金	178,407,360	204,671,400
未収配当金	811,498,625	736,830,690
未収利息	860,022	-
その他未収収益	※4 19,605,723	※4 44,452,618
差入委託証拠金	467,220,973	565,214,582
流動資産合計	619,181,895,500	701,519,953,445
資産合計	619,181,895,500	701,519,953,445
負債の部		
流動負債		
前受金	227,803,126	318,702,178
未払収益分配金	5,254,849,228	5,958,303,736
未払受託者報酬	151,847,840	176,291,216
未払委託者報酬	387,195,020	450,530,092
未払利息	5,317,427	5,939,947
受入担保金	32,967,205,980	26,024,091,426
その他未払費用	200,932,385	97,039,933
流動負債合計	39,195,151,006	33,030,898,528
負債合計	39,195,151,006	33,030,898,528
純資産の部		
元本等		
元本	※1 189,534,493,388	※1 189,014,623,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	390,452,251,106	479,474,431,581
（分配準備積立金）	14,521,109	15,007,716
元本等合計	579,986,744,494	668,489,054,917
純資産合計	579,986,744,494	668,489,054,917
負債純資産合計	619,181,895,500	701,519,953,445

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 自 2025年7月11日 至 2026年1月10日	第25期 自 2026年1月11日 至 2026年7月10日
営業収益		
受取配当金	5,802,761,505	6,510,184,127
受取利息	75,146,295	108,603,990
有価証券売買等損益	113,651,558,013	89,045,888,098
派生商品取引等損益	1,444,482,543	1,142,697,824
その他収益	※1 122,058,175	※1 207,081,994
営業収益合計	121,096,006,531	97,014,456,033
営業費用		
支払利息	53,688,732	81,955,089
受託者報酬	151,847,840	176,291,216
委託者報酬	387,195,020	450,530,092
その他費用	148,308,369	158,303,371
営業費用合計	741,039,961	867,079,768
営業利益又は営業損失（△）	120,354,966,570	96,147,376,265
経常利益又は経常損失（△）	120,354,966,570	96,147,376,265
当期純利益又は当期純損失（△）	120,354,966,570	96,147,376,265
期首剰余金又は期首欠損金（△）	277,210,466,108	390,452,251,106
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,931,858,232
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,931,858,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,858,332,344	6,098,750,286
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,858,332,344	6,098,750,286
分配金	※2 5,254,849,228	※2 5,958,303,736
期末剰余金又は期末欠損金（△）	390,452,251,106	479,474,431,581

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第25期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第24期 2026年1月10日現在	第25期 2026年7月10日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額	190,575,823,824円 - 円 1,041,330,436円	189,534,493,388円 2,079,553,932円 2,599,423,984円
2. 計算期間末日における受益権の総数	17,996,059口	17,946,698口

3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 31,325,718,590円	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 24,697,613,010円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 135,520,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 112,920,000円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第24期 自2025年7月11日 至2026年1月10日	第25期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
1. ※1 その他収益	貸付有価証券に係る配当金相当額111,155,340円が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額195,356,768円が含まれております。
2. ※2 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額 (5,946,277,243円) 及び分配準備積立金(10,444,323円)の合計額から、経費(687,351,229円)を控除して計算される分配対象額は5,269,370,337円（10口当たり2,928円）であり、うち5,254,849,228円（10口当たり2,920円）を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額 (6,743,915,022円) 及び分配準備積立金(14,521,109円)の合計額から、経費(785,124,679円)を控除して計算される分配対象額は5,973,311,452円（10口当たり3,328円）であり、うち5,958,303,736円（10口当たり3,320円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第25期 自2026年1月11日 至2026年7月10日
----	------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第25期 2026年7月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第24期 2026年1月10日現在	第25期 2026年7月10日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	108,712,380,401	87,726,838,214
合計	108,712,380,401	87,726,838,214

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	第24期 2026年1月10日現在				第25期 2026年7月10日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	4,669,737,308	-	4,843,901,500	174,164,192	4,739,038,322	-	4,919,491,500	180,453,178
合計	4,669,737,308	-	4,843,901,500	174,164,192	4,739,038,322	-	4,919,491,500	180,453,178

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自2026年1月11日 至2026年7月10日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第24期 2026年1月10日現在	第25期 2026年7月10日現在
1口当たり純資産額 (10口当たり純資産額)	32,228.5円 (322,285円)	37,248.6円 (372,486円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッセイ	210,400	1,262.50	265,630,000	
ショーボンドHD	137,200	1,264.00	173,420,800	貸付株式数 93,400株
タマホーム	14,800	3,020.00	44,696,000	貸付株式数 13,300株 (3,400株)
三井松島HLDGS	28,700	1,554.00	44,599,800	貸付株式数 24,700株
I N P E X	789,100	3,361.00	2,652,165,100	
石油資源開発	145,000	1,661.00	240,845,000	
安藤・間	124,800	1,813.00	226,262,400	
コムシスホールディングス	74,000	5,332.00	394,568,000	
大成建設	122,700	13,950.00	1,711,665,000	
大 林 組	520,300	3,225.00	1,677,967,500	
長谷工コーポレーション	146,600	2,788.50	408,794,100	
鹿島建設	364,400	5,760.00	2,098,944,000	
大東建託	280,800	3,161.00	887,608,800	貸付株式数 108,200株
住友林業	426,400	1,321.00	563,274,400	貸付株式数 348,800株
大和ハウス	454,700	4,506.00	2,048,878,200	
積水ハウス	489,900	3,455.00	1,692,604,500	
関 電 工	90,100	6,351.00	572,225,100	
エクシオグループ	154,600	2,683.50	414,869,100	
クラフティア	35,500	8,800.00	312,400,000	
高砂熱学	88,000	4,795.00	421,960,000	貸付株式数 900株
ジェイエーシーリクルートメント	62,300	874.00	54,450,200	貸付株式数 56,000株
日本M&Aセンターホールデ	274,500	676.70	185,754,150	貸付株式数 10,800株

オープンアップグループ	51,200	1,942.00	99,430,400	
パソナグループ	17,600	1,532.00	26,963,200	貸付株式数 16,000株
パーソルホールディングス	1,570,700	255.30	400,999,710	
森永製菓	64,800	2,656.00	172,108,800	
寿スピリッツ	87,800	2,608.50	229,026,300	貸付株式数 600株
カルビー	75,500	2,959.00	223,404,500	
森永乳業	237,600	1,258.00	298,900,800	
ヤクルト	212,500	2,840.50	603,606,250	貸付株式数 173,600株
明治ホールディングス	229,900	3,771.00	866,952,900	
システナ	240,200	422.00	101,364,400	
日鉄ソリューションズ	45,900	3,775.00	173,272,500	貸付株式数 42,600株
カカクコム	111,700	3,630.00	405,471,000	
ディップ	30,200	1,869.00	56,443,800	貸付株式数 27,000株
SBSホールディングス	14,900	4,155.00	61,909,500	貸付株式数 12,800株
エムスリー	340,500	1,870.00	636,735,000	
アサヒグループホールディングン	1,239,200	1,581.00	1,959,175,200	
麒麟HD	613,700	2,837.00	1,741,066,900	
宝ホールディングス	136,000	2,101.50	285,804,000	貸付株式数 82,200株
サントリービバレッジ&フー	116,200	4,547.00	528,361,400	貸付株式数 76,300株
エービーシー・マート	93,100	2,620.50	243,968,550	貸付株式数 81,800株
アスクル	33,800	1,266.00	42,790,800	貸付株式数 30,400株
アンドエスティHD	24,500	3,520.00	86,240,000	貸付株式数 21,800株
日本マクドナルドHLDG	108,300	7,680.00	831,744,000	貸付株式数 74,900株
パルグループHLDGS	69,600	1,465.00	101,964,000	
東京エレクトロンデバイス	17,700	3,910.00	69,207,000	貸付株式数 15,900株
円谷フィールドホールディ	32,800	1,435.00	47,068,000	貸付株式数 29,500株
双日	171,100	5,100.00	872,610,000	
キッコーマン	546,800	1,619.00	885,269,200	
味の素	796,600	5,731.00	4,565,314,600	
カゴメ	85,700	2,677.00	229,418,900	貸付株式数 51,400株
ニチレイ	144,900	2,134.00	309,216,600	
東洋水産	76,400	10,510.00	802,964,000	貸付株式数 38,400株
日清食品HD	186,500	2,794.50	521,174,250	貸付株式数 166,700株
日本たばこ産業	1,002,700	6,117.00	6,133,515,900	
ヒューリック	481,300	1,755.00	844,681,500	貸付株式数 433,100株
神戸物産	154,300	2,638.00	407,043,400	
MonotaRO	251,400	1,972.00	495,760,800	貸付株式数 223,900株
J. フロント リテイリング	203,500	3,168.00	644,688,000	

マツキヨココカラ&カンパニー	305,100	2,423.50	739,409,850	
Z O Z O	279,500	1,161.50	324,639,250	
ダイワボウHD	66,500	3,392.00	225,568,000	
トヨタ紡織	82,300	2,178.50	179,290,550	
マクニカホールディングス	123,400	3,256.00	401,790,400	貸付株式数 100,800株
クリエイイトSDH	25,100	3,255.00	81,700,500	貸付株式数 9,200株
ネクステージ	40,600	3,485.00	141,491,000	貸付株式数 12,300株
野村不動産HLDGS	460,200	928.20	427,157,640	
オープンハウスグループ	51,200	8,550.00	437,760,000	
東急不動産HD	451,100	1,299.00	585,978,900	
飯田GHD	140,600	2,210.00	310,726,000	
コスモス薬品	30,100	6,362.00	191,496,200	
シップヘルスケアHD	65,000	2,266.00	147,290,000	貸付株式数 1,700株
セブン&アイ・HLDGS	1,958,800	2,021.50	3,959,714,200	
ツルハホールディングス	277,200	2,257.00	625,640,400	貸付株式数 58,500株
東レ	1,131,500	1,142.50	1,292,738,750	
ク ラ レ	208,300	1,686.00	351,193,800	
SUMCO	329,200	5,244.00	1,726,324,800	貸付株式数 4,300株
ケイアイスター不動産	13,900	3,740.00	51,986,000	貸付株式数 6,200株
クスリのアオキHLDGS	41,900	3,681.00	154,233,900	貸付株式数 36,800株
FOOD&LIFE COMPAN	203,600	4,806.00	978,501,600	貸付株式数 59,900株
T I S I	171,800	3,428.00	588,930,400	
コーエーテクモHD	105,300	1,593.50	167,795,550	
ネクソン	397,800	2,282.00	907,779,600	
S H I F T	167,600	676.50	113,381,400	貸付株式数 150,600株
ガンホー・オンライン・エンター	39,000	2,363.00	92,157,000	貸付株式数 1,900株
GMOペイメントゲートウェイ	38,400	9,753.00	374,515,200	貸付株式数 34,400株
インターネットイニシアティブ	92,000	3,479.00	320,068,000	
王子ホールディングス	573,100	816.10	467,706,910	
ラクス	155,500	1,036.50	161,175,750	貸付株式数 139,700株
レゾナック・ホールディング	162,200	16,150.00	2,619,530,000	貸付株式数 82,300株
日産化学	84,500	8,100.00	684,450,000	
東ソー	244,500	2,705.00	661,372,500	
イビデン	211,900	20,300.00	4,301,570,000	
信越化学	1,486,000	7,320.00	10,877,520,000	
日本酸素HLDGS	190,000	6,072.00	1,153,680,000	貸付株式数 37,700株

協和キリン	197,700	2,641.00	522,125,700	
ブルーゾーンホールディング	105,000	1,751.00	183,855,000	
三菱瓦斯化学	119,400	4,685.00	559,389,000	
三井化学	302,100	2,088.00	630,784,800	
東京応化工業	80,100	10,365.00	830,236,500	
三菱ケミカルグループ	1,174,400	1,161.50	1,364,065,600	
ビジョナル	22,800	8,269.00	188,533,200	貸付株式数 19,000株
ダイセル	176,600	1,402.50	247,681,500	
住友ベークライト	55,300	7,200.00	398,160,000	
積水化学	330,400	2,609.50	862,178,800	
野村総合研究所	327,800	4,979.00	1,632,116,200	
メルカリ	72,400	4,785.00	346,434,000	
A D E K A	65,000	4,179.00	271,635,000	
日油	192,700	2,739.00	527,805,300	
花 王	796,000	3,219.00	2,562,324,000	
アステラス製薬	1,474,400	2,142.00	3,158,164,800	
塩野義製薬	613,300	2,832.50	1,737,172,250	
日本新薬	44,000	4,082.00	179,608,000	
中外製薬	526,100	7,389.00	3,887,352,900	
エーザイ	219,300	4,296.00	942,112,800	
ロート製薬	177,600	2,430.00	431,568,000	
小野薬品	375,000	2,428.00	910,500,000	
テ ル モ	1,113,500	2,189.00	2,437,451,500	
第一三共	1,543,400	2,730.50	4,214,253,700	
大塚ホールディングス	374,300	11,185.00	4,186,545,500	
ペプチドリーム	81,500	1,019.00	83,048,500	貸付株式数 2,500株
日本ペイントHOLD	891,400	1,076.50	959,592,100	貸付株式数 802,200株
関西ペイント	133,800	2,675.50	357,981,900	貸付株式数 100,200株
太陽ホールディングス	80,500	4,865.00	391,632,500	
オリエンタルランド	1,015,500	2,615.00	2,655,532,500	貸付株式数 233,000株
パーク 2 4	117,900	1,981.50	233,618,850	
ラウンドワン	163,100	1,235.00	201,428,500	
リゾートトラスト	163,200	1,733.00	282,825,600	
オービック	308,300	4,161.00	1,282,836,300	
ジャストシステム	24,200	3,965.00	95,953,000	貸付株式数 1,100株
L I N Eヤフー	2,588,800	445.40	1,153,051,520	
トレンドマイクロ	97,100	6,277.00	609,496,700	
日本オラクル	32,200	8,680.00	279,496,000	
フューチャー	35,800	1,730.00	61,934,000	

ユー・エス・エス	326,800	1,982.50	647,881,000	
大塚商会	190,500	2,893.50	551,211,750	貸付株式数 65,300株
電通総研	61,300	2,702.00	165,632,600	
東映アニメーション	65,800	2,699.00	177,594,200	
富士フイルムHLDGS	1,013,400	3,586.00	3,634,052,400	
ライオン	192,900	1,671.50	322,432,350	
小林製薬	44,000	5,545.00	243,980,000	
デクセリアルズ	142,400	4,139.00	589,393,600	
出光興産	689,900	1,240.00	855,476,000	
ENEOSホールディングス	2,374,900	1,252.00	2,973,374,800	
コスモエネルギーHLDGS	93,100	3,861.00	359,459,100	
ANYCOLOR	26,800	2,410.00	64,588,000	貸付株式数 24,100株
インフロニアHD	172,200	2,844.50	489,822,900	貸付株式数 58,400株
横浜ゴム	93,900	7,564.00	710,259,600	
TOYO TIRE	106,200	3,905.00	414,711,000	
ブリヂストン	919,700	3,569.00	3,282,409,300	
TOTO	104,300	8,059.00	840,553,700	
NGK	183,200	7,061.00	1,293,575,200	
日本特殊陶業	137,400	10,425.00	1,432,395,000	
MARUWA	7,000	61,550.00	430,850,000	
ニチアス	131,700	3,709.00	488,475,300	貸付株式数 3,700株
日本製鉄	4,714,800	550.20	2,594,082,960	貸付株式数 47,800株
神戸製鋼所	347,800	1,860.00	646,908,000	
JFEホールディングス	561,000	1,623.00	910,503,000	貸付株式数 26,200株
東京製鐵	48,300	1,717.00	82,931,100	貸付株式数 29,500株
大和工業	31,100	12,410.00	385,951,000	貸付株式数 27,900株
大同特殊鋼	122,500	2,509.50	307,413,750	
ムニノバホールディングス	273,300	442.00	120,798,600	
日本冶金工	11,700	4,925.00	57,622,500	
三井金属	43,200	36,460.00	1,575,072,000	
住友鉱山	236,900	7,275.00	1,723,447,500	
DOWAホールディングス	46,600	8,376.00	390,321,600	
住友電工	2,388,400	2,582.00	6,166,848,800	
フジクラ	1,335,000	5,150.00	6,875,250,000	
SWCC	25,100	11,710.00	293,921,000	
AREホールディングス	76,200	2,953.00	225,018,600	
三和ホールディングス	166,200	3,670.00	609,954,000	
リンナイ	88,400	3,561.00	314,792,400	
日本発条	130,300	3,816.00	497,224,800	
三浦工業	78,500	3,211.00	252,063,500	

リクルートホールディングス	782,200	12,240.00	9,574,128,000	
ツ ガ ミ	36,100	7,810.00	281,941,000	
アマダ	238,700	3,013.00	719,203,100	
DMG森精機	116,000	3,755.00	435,580,000	貸付株式数 72,400株
ディスコ	81,600	72,560.00	5,920,896,000	
野村マイクロ・サイエンス	30,500	4,625.00	141,062,500	貸付株式数 4,400株
三井海洋開発	42,800	9,871.00	422,478,800	
SMC	48,000	75,570.00	3,627,360,000	
小松製作所	816,300	6,395.00	5,220,238,500	
日立建機	67,400	5,247.00	353,647,800	
ローツェ	99,500	4,655.00	463,172,500	貸付株式数 89,400株
クボタ	856,400	2,713.50	2,323,841,400	
荏原製作所	344,000	6,127.00	2,107,688,000	
ダイキン工業	220,400	25,110.00	5,534,244,000	
オルガノ	23,200	15,910.00	369,112,000	
ダイフク	285,700	6,867.00	1,961,901,900	貸付株式数 213,900株
SANKYO	158,600	1,650.50	261,769,300	
竹内製作所	30,700	7,130.00	218,891,000	貸付株式数 27,600株
ア マ ノ	44,600	3,747.00	167,116,200	
ブラザー工業	210,000	3,735.00	784,350,000	
セガサミーホールディングス	133,800	2,400.00	321,120,000	
ホシザキ	109,000	5,530.00	602,770,000	貸付株式数 81,700株
ミネベアミツミ	294,400	4,381.00	1,289,766,400	
日 立	1,669,800	4,700.00	7,848,060,000	
三菱電機	1,854,100	5,827.00	10,803,840,700	
富士電機	121,600	13,030.00	1,584,448,000	
安川電機	183,900	6,972.00	1,282,150,800	
ベイカレント	126,600	6,692.00	847,207,200	
ジャパンエレベーターSHD	145,700	1,826.50	266,121,050	貸付株式数 98,200株
マキタ	210,600	5,603.00	1,179,991,800	
芝浦メカトロニクス	52,500	5,790.00	303,975,000	
JVCケンウッド	131,600	1,131.00	148,839,600	
オムロン	142,200	6,010.00	854,622,000	
日本電気	1,111,500	4,333.00	4,816,129,500	
富 士 通	1,557,700	3,347.00	5,213,621,900	
サンケン電気	17,300	10,680.00	184,764,000	貸付株式数 7,100株
ルネサスエレクトロニクス	1,641,300	4,762.00	7,815,870,600	
セイコーエプソン	210,700	2,869.00	604,498,300	

アルバック	43,300	9,994.00	432,740,200	
パナソニック ホールディング	1,999,900	4,480.00	8,959,552,000	
ソニーグループ	1,844,100	3,359.00	6,194,331,900	
T D K	1,461,900	3,389.00	4,954,379,100	
メイコー	15,100	26,160.00	395,016,000	
ヒロセ電機	24,600	27,685.00	681,051,000	
横河電機	177,300	5,559.00	985,610,700	
アズビル	407,100	1,689.00	687,591,900	貸付株式数 81,300株
日本光電工業	139,300	1,499.50	208,880,350	
堀場製作所	31,800	27,800.00	884,040,000	
アドバンテスト	504,600	29,830.00	15,052,218,000	
キーエンス	122,600	76,970.00	9,436,522,000	
シスメックス	434,000	1,531.00	664,454,000	貸付株式数 53,300株
デンソー	1,641,900	1,933.50	3,174,613,650	
レーザーテック	70,900	44,380.00	3,146,542,000	
日本電子	38,800	7,874.00	305,511,200	貸付株式数 2,400株
ファナック	800,300	7,156.00	5,726,946,800	
浜松ホトニクス	260,100	2,508.50	652,460,850	
三井ハイテック	86,600	977.00	84,608,200	貸付株式数 77,900株
村田製作所	1,599,300	9,860.00	15,769,098,000	
日東電工	510,400	3,193.00	1,629,707,200	
三井E & S	84,000	4,579.00	384,636,000	
カナデビア	138,700	1,236.00	171,433,200	
三菱重工業	2,104,600	3,818.00	8,035,362,800	
川崎重工業	631,400	2,779.50	1,754,976,300	
I H I	882,200	2,810.50	2,479,423,100	
名村造船所	52,200	3,800.00	198,360,000	
F P G	57,800	1,562.00	90,283,600	貸付株式数 47,200株
全国保証	95,000	3,075.00	292,125,000	貸付株式数 73,900株
めぶきフィナンシャルG	771,600	1,539.50	1,187,878,200	
横浜フィナンシャルグループ	860,800	1,870.00	1,609,696,000	
いすゞ自動車	431,600	2,349.00	1,013,828,400	
トヨタ自動車	2,844,300	2,823.00	8,029,458,900	※
三菱自動車工業	640,700	361.80	231,805,260	貸付株式数 576,600株
アイシン	409,500	2,290.50	937,959,750	
マ ツ ダ	554,300	1,117.50	619,430,250	
本田技研	3,125,000	1,495.50	4,673,437,500	
スズキ	1,231,200	2,036.00	2,506,723,200	

SUBARU	494,500	2,492.50	1,232,541,250	
ヤマハ発動機	829,500	1,243.50	1,031,483,250	貸付株式数 574,200株
小糸製作所	173,600	2,557.00	443,895,200	貸付株式数 133,200株
豊田合成	51,600	5,084.00	262,334,400	
シマノ	70,500	16,975.00	1,196,737,500	
ノジマ	173,600	1,323.00	229,672,800	
良品計画	387,100	3,623.00	1,402,463,300	
メディopalHD	189,500	2,636.00	499,522,000	
パンパシフィックHD	1,792,100	850.40	1,524,001,840	
ゼンショーホールディングス	90,700	8,793.00	797,525,100	
ワークマン	25,600	5,980.00	153,088,000	貸付株式数 22,900株
IDOM	53,600	1,390.00	74,504,000	貸付株式数 48,200株
スギホールディングス	95,300	2,922.00	278,466,600	
島津製作所	222,700	4,140.00	921,978,000	
ナカニシ	69,400	3,030.00	210,282,000	
東京精密	31,800	18,905.00	601,179,000	
オリンパス	908,000	1,753.50	1,592,178,000	
SCREENホールディングス	119,600	18,150.00	2,170,740,000	
タムロン	85,600	1,143.00	97,840,800	貸付株式数 17,100株
HOYA	314,800	24,975.00	7,862,130,000	
ノーリツ銅機	47,700	1,998.00	95,304,600	
朝日インテック	199,500	3,573.00	712,813,500	
キヤノン	752,300	4,340.00	3,264,982,000	貸付株式数 676,100株
シチズン時計	138,800	2,331.00	323,542,800	
バンダイナムコHLDGS	444,700	4,017.00	1,786,359,900	
パイロットコーポレーション	70,200	1,768.00	124,113,600	貸付株式数 63,100株
タカラトミー	82,100	3,322.00	272,736,200	貸付株式数 17,400株
ヨネックス	58,200	2,445.00	142,299,000	
大日本印刷	361,600	3,168.00	1,145,548,800	
アシックス	644,400	4,579.00	2,950,707,600	貸付株式数 23,900株
ローランド	13,300	4,030.00	53,599,000	
ヤマハ	261,200	1,180.50	308,346,600	
任天堂	506,400	7,030.00	3,559,992,000	
ニフコ	62,800	5,089.00	319,589,200	
オカムラ	50,400	2,273.00	114,559,200	
伊藤忠	4,692,400	1,884.00	8,840,481,600	
丸紅	1,353,100	4,879.00	6,601,774,900	
豊田通商	532,500	6,034.00	3,213,105,000	

兼 松	148,300	2,065.00	306,239,500	貸付株式数 8,500株
三井物産	2,372,600	4,556.00	10,809,565,600	
東京エレクトロン	254,200	72,940.00	18,541,348,000	
住友商事	4,193,200	1,555.50	6,522,522,600	
B I P R O G Y	55,800	4,567.00	254,838,600	
三菱商事	2,439,200	4,409.00	10,754,432,800	
キヤノンマーケティングJPN	83,500	3,485.00	290,997,500	
阪和興業	145,900	1,728.00	252,115,200	
岩谷産業	176,200	1,973.50	347,730,700	貸付株式数 131,900株
稲畑産業	40,400	3,920.00	158,368,000	
ゴールドウイン	98,100	2,241.50	219,891,150	
ユニ・チャーム	1,050,500	943.00	990,621,500	貸付株式数 945,400株
サンゲツ	44,500	2,990.00	133,055,000	
伊藤忠エネクス	44,000	2,039.00	89,716,000	
サンリオ	880,400	1,142.50	1,005,857,000	貸付株式数 720,300株
加賀電子	32,900	4,260.00	140,154,000	
日本瓦斯	81,200	2,820.50	229,024,600	
ライフコーポレーション	34,000	2,426.00	82,484,000	
しまむら	124,900	3,318.00	414,418,200	
丸井グループ	103,600	2,931.50	303,703,400	
クレディセゾン	80,800	4,582.00	370,225,600	
三菱UFJフィナンシャルG	3,516,700	3,461.00	12,171,298,700	
りそなホールディングス	2,024,300	2,335.50	4,727,752,650	
三井住友トラストグルー	569,300	6,558.00	3,733,469,400	
三井住友フィナンシャルG	2,060,000	6,814.00	14,036,840,000	
千葉銀行	486,000	2,753.50	1,338,201,000	
ふくおかフィナンシャルG	131,800	7,286.00	960,294,800	
セブン銀行	517,400	290.20	150,149,480	貸付株式数 290,500株
みずほフィナンシャルG	1,849,100	8,307.00	15,360,473,700	
芙蓉総合リース	45,600	4,267.00	194,575,200	
みずほリース	124,000	1,296.00	160,704,000	
東京センチュリー	123,400	2,530.00	312,202,000	
SBIホールディングス	580,100	2,800.00	1,624,280,000	貸付株式数 54,600株
ア コ ム	294,500	480.00	141,360,000	
ジャックス	19,800	3,690.00	73,062,000	
オリックス	986,300	6,469.00	6,380,374,700	
三菱HCキャピタル	827,400	1,364.50	1,128,987,300	貸付株式数 14,200株
大和証券G本社	1,180,300	1,768.50	2,087,360,550	
野村ホールディングス	2,709,900	1,543.00	4,181,375,700	
SOMP0ホールディングス	819,700	6,513.00	5,338,706,100	

日本取引所グループ	905,300	2,176.50	1,970,385,450	
MS & A D	1,028,900	4,428.00	4,555,969,200	
ソニーフィナンシャルグループ	1,800,200	149.30	268,769,860	
第一ライフグループ	3,177,400	1,861.00	5,913,141,400	
東京海上HD	1,249,600	7,609.00	9,508,206,400	
三井不動産	2,385,200	1,511.00	3,604,037,200	
三菱地所	991,700	4,179.00	4,144,314,300	
東京建物	156,400	3,348.00	523,627,200	
住友不動産	469,300	3,762.00	1,765,506,600	
レオパレス21	146,700	666.00	97,702,200	
スターツコーポレーション	30,500	4,735.00	144,417,500	
リログループ	76,700	2,089.00	160,226,300	
カチタス	44,400	3,235.00	143,634,000	貸付株式数 3,400株
トーセイ	48,800	1,747.00	85,253,600	
東急	430,800	1,702.50	733,437,000	
京浜急行	190,100	1,543.50	293,419,350	貸付株式数 140,600株
小田急電鉄	254,000	1,699.50	431,673,000	
京王電鉄	367,300	746.00	274,005,800	
京成電鉄	291,700	1,232.00	359,374,400	
西日本旅客鉄道	399,700	2,886.50	1,153,734,050	
東海旅客鉄道	690,200	3,621.00	2,499,214,200	
西武ホールディングス	172,500	3,525.00	608,062,500	
近鉄グループHLDGS	179,200	3,456.00	619,315,200	
ヤマトホールディングス	203,300	1,944.00	395,215,200	
山 九	36,500	8,694.00	317,331,000	
センコーグループHLDGS	121,100	2,052.00	248,497,200	
AZ-COM丸和ホールディ	51,900	825.00	42,817,500	貸付株式数 32,100株
日本郵船	330,200	5,286.00	1,745,437,200	
商船三井	318,500	5,324.00	1,695,694,000	
川崎汽船	360,500	2,526.50	910,803,250	貸付株式数 324,000株
NSユニテッド海運	10,500	6,710.00	70,455,000	貸付株式数 9,200株
飯野海運	61,400	1,466.00	90,012,400	貸付株式数 53,000株
九州旅客鉄道	126,000	3,544.00	446,544,000	
SGホールディングス	280,900	1,570.50	441,153,450	
NIPPON EXPRESS	167,500	5,323.00	891,602,500	
日本航空	383,500	2,944.50	1,129,215,750	
ANAホールディングス	455,300	3,016.00	1,373,184,800	
三井倉庫HOLD	51,700	3,487.00	180,277,900	貸付株式数 43,900株
U-NEXT HOLDINGS	56,500	1,696.00	95,824,000	貸付株式数 50,800株

NTT	42,503,700	147.60	6,273,546,120	
KDDI	2,260,400	2,790.50	6,307,646,200	
ソフトバンク	27,073,700	211.40	5,723,380,180	
光通信	16,500	37,450.00	617,925,000	貸付株式数 2,400株
GMOインターネットグループ	53,800	3,908.00	210,250,400	
中部電力	617,600	3,208.00	1,981,260,800	
関西電力	908,400	2,268.00	2,060,251,200	
東北電力	441,200	1,089.50	480,687,400	貸付株式数 4,000株
四国電力	156,100	1,490.50	232,667,050	
九州電力	386,300	1,713.50	661,925,050	
北海道電力	188,900	969.90	183,214,110	貸付株式数 121,400株
電源開発	121,600	3,612.00	439,219,200	
東京瓦斯	272,900	5,966.00	1,628,121,400	
大阪瓦斯	299,200	5,363.00	1,604,609,600	
東 宝	426,200	1,346.00	573,665,200	
スクウェア・エニックス・HD	276,500	2,571.50	711,019,750	
カプコン	334,000	3,307.00	1,104,538,000	貸付株式数 260,000株
セコム	321,700	6,622.00	2,130,297,400	
メイテックグループホールデ	63,500	3,174.00	201,549,000	
NSD	59,300	2,660.50	157,767,650	
コナミグループ	71,900	18,530.00	1,332,307,000	
ニトリホールディングス	286,900	2,380.00	682,822,000	
ミスミグループ本社	250,300	3,994.00	999,698,200	
ファーストリテイリング	119,700	82,110.00	9,828,567,000	
ソフトバンクグループ	2,620,400	6,370.00	16,691,948,000	
サンドラッグ	52,400	3,799.00	199,067,600	
合計			663,563,965,690	

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車

40,000株

2. 貸付株式数のうち（括弧書）の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年6月30日

I	資産総額	689,339,016,370円
II	負債総額	19,850,395,049円
III	純資産総額（I－II）	669,488,621,321円
IV	発行済数量	17,946,698口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	37,304.3円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

受託会社は、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。）（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年6月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	68	391,445
追加型株式投資信託	765	45,091,288
株式投資信託 合計	833	45,482,733
単位型公社債投資信託	66	130,695
追加型公社債投資信託	14	1,503,746
公社債投資信託 合計	80	1,634,441
総合計	913	47,117,174

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,153	7,798
有価証券	1,194	652
前払費用	513	717
未収委託者報酬	19,097	23,971
未収収益	110	230
関係会社短期貸付金	70,000	52,400
金銭の信託	-	18,993
その他	94	404
流動資産計	104,164	105,168
固定資産		
有形固定資産	※ 1 61	※ 1 55
建物	0	0
器具備品	59	52
建設仮勘定	0	2
無形固定資産	1,160	1,262
ソフトウェア	1,062	1,167
ソフトウェア仮勘定	97	94
その他	0	1
投資その他の資産	14,856	21,090
投資有価証券	9,348	13,401
関係会社株式	3,414	5,586
出資金	34	34
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	995	1,007

その他	13	9
固定資産計	16,077	22,408
資産合計	120,241	127,577

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	134	148
未払金	6,757	8,109
未払収益分配金	62	80
未払償還金	12	12
未払手数料	6,660	7,935
その他未払金	22	79
未払費用	5,997	7,290
未払法人税等	4,121	4,925
未払消費税等	763	1,437
賞与引当金	1,456	1,738
その他	0	1
流動負債計	19,233	23,651
固定負債		
退職給付引当金	2,300	2,323
役員退職慰労引当金	58	25
固定負債計	2,358	2,348
負債合計	21,592	25,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,424	41,424
資本剰余金		
資本準備金	37,745	37,745
資本剰余金合計	37,745	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,743	20,341
利益剰余金合計	18,117	20,715
株主資本合計	97,287	99,886

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,361	1,691
評価・換算差額等合計	1,361	1,691
純資産合計	98,649	101,577
負債・純資産合計	120,241	127,577

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	91,634	104,615
その他営業収益	1,233	3,205
営業収益計	92,868	107,820
営業費用		
支払手数料	37,180	41,200
広告宣伝費	1,124	1,129
調査費	13,135	15,770
調査費	1,954	2,312
委託調査費	11,180	13,457
委託計算費	1,957	2,120
営業雑経費	3,114	4,313
通信費	167	165
印刷費	483	472
協会費	57	61
諸会費	18	20
その他営業雑経費	2,388	3,593
営業費用計	56,512	64,534
一般管理費		
給料	7,599	8,495
役員報酬	453	422
給料・手当	5,116	5,773
賞与	572	561
賞与引当金繰入額	1,456	1,738
福利厚生費	1,070	1,132
交際費	108	116
旅費交通費	247	284
租税公課	1,004	1,061
不動産賃借料	1,298	1,318
退職給付費用	349	393

役員退職慰労引当金繰入額	6	7
固定資産減価償却費	444	452
諸経費	2,164	2,777
一般管理費計	14,293	16,042
営業利益	22,061	27,243

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	387	383
有価証券償還益	183	294
受取利息	95	247
受取配当金	959	23
雑収入	76	157
営業外収益計	1,703	1,106
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	1,006
投資有価証券売却損	176	80
有価証券償還損	4	59
その他	54	24
営業外費用計	235	1,171
経常利益	23,528	27,179
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 1 380	-
固定資産売却益	※ 2 110	-
特別利益計	491	-
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 101	-
投資有価証券評価損	-	3
特別損失計	101	3
税引前当期純利益	23,918	27,175
法人税、住民税及び事業税	7,763	8,215
法人税等調整額	△ 397	△ 188
法人税等合計	7,366	8,026
当期純利益	16,552	19,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首 残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末 残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△ 16,551	△ 16,551	△ 16,551
当期純利益	-	-	-	19,149	19,149	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,598	2,598	2,598
当期末残高	41,424	37,745	374	20,341	20,715	99,886

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
当期純利益	-	-	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	329	329	329
当期変動額合計	329	329	2,927
当期末残高	1,691	1,691	101,577

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「雑収入」76百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	40百万円	41百万円
器具備品	269百万円	281百万円

2 保証債務

前事業年度(2025年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,598百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 投資有価証券売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	380百万円	一百万円

※2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	83百万円	一百万円
ゴルフ会員権	26百万円	一百万円

※3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	85百万円	一百万円
ゴルフ会員権	15百万円	一百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぼ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 16,551百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,076円 |
| ④ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年6月20日 |

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	—	—	3,260
合 計	3,260	—	—	3,260

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 19,146百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,872円 |
| ④ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年6月18日 |

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 1,037百万円	1年内 1,040百万円
1年超 7,521百万円	1年超 6,511百万円
合計 8,559百万円	合計 7,552百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している証券投資信託につきましては、事業推進目的で保有しており、価格変動リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
金銭の信託	—	—	—	—
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

当事業年度(2026年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	4,710	9,001	—	13,711
金銭の信託	—	18,993	—	18,993
資産合計	4,710	27,995	—	32,705

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	342	342
子会社株式	1,386	3,558
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 3,558百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	133	55	78
(2)その他	7,886	4,756	3,130
小計	8,020	4,811	3,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	5,691	6,430	△739
小計	5,691	6,430	△739
合計	13,711	11,242	2,469

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	2,479	383	80
合計	2,479	383	80

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、証券投資信託について3百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,227百万円	2,300百万円
勤務費用	149	172
退職給付の支払額	△ 166	△ 246
その他	89	97
退職給付債務の期末残高	2,300	2,323

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,300百万円	2,323百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
退職給付引当金	2,300	2,323

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
-------------------------	-------	-------

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円	172百万円
その他	8	10
確定給付制度に係る退職給付費用	158	182

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度191百万円、当事業年度211百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	724	732
賞与引当金	340	434
未払事業税	260	323
株式報酬費用	150	136
関係会社株式評価損	87	87
投資有価証券評価損	171	31
出資金評価損	14	14
その他	157	395
繰延税金資産小計	1,907	2,155
評価性引当額	△ 277	△ 136
繰延税金資産合計	1,629	2,018
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 633	△ 1,011
繰延税金負債合計	△ 633	△ 1,011
繰延税金資産の純額	995	1,007

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が27百万円増加、法人税等調整額が27百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（2）企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（3）企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金による株式の取得

（5）結合後企業の名称

大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

（6）取得した議決権比率

51%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が104,615百万円、その他3,205百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								貸付の回 収	17,000	—	—
								利息の受 取 (注1)	89	—	—
その他 の 関係会 社	(株)かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付 貸付の回 収 利息の受 取 (注1)	20,800 38,400 236	関係会 社 短期貸 付金 — —	52,400 — —
その他の 関係会 社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	1,492	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会 社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	なし	経営管理	債務保証 (注)	2,598	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	証券投資 信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一 の親 会社 をも つ会 社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資 信託の代 行手数料 (注2)	16,682	未払手 数料	4,134
							本社ビル の管理	不動産の 賃借料 (注3)	1,045	長期差 入保証 金	1,037
同一 の親 会社 をも つ会 社	(株)大和 総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	—	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	912	未払費 用	82

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	30,254.44円	1株当たり純資産額	31,152.40円
1株当たり当期純利益	5,642.31円	1株当たり当期純利益	5,872.86円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	16,552	19,149
普通株式の期中平均株式数(株)	2,933,697	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2025年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	
	エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円 (2024年12月31日現在)	(注1)	
	SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	(注1)	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	(注1)	
	シティグループ証券株式会社	96,307百万円	(注1)	
	J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	(注1)	
	ジェフリーズ日本株式会社	2,004百万円 (2024年11月30日現在)	(注1)	
	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	(注1)	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	(注1)	
	野村證券株式会社	10,000百万円	(注1)	
	パークレイズ証券株式会社	38,945百万円	(注1)	
	B N Pパリバ証券株式会社	102,025百万円	(注1)	
	B o f A証券株式会社	83,140百万円 (2024年12月31日現在)	(注1)	
	みずほ証券株式会社	125,167百万円	(注1)	
	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	(注1)	
	モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円	(注1)	
	U B S証券株式会社	44,908百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

- (注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
- (注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- (注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
- (注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
- (注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
- (注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- (注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。
- (注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。
- (注13) 資産運用業務を行なっています。
- (注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・使用開始日を記載することがあります。
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

・次の事項を記載することがあります。

①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

・ファンドの形態等を記載することがあります。

・図案を採用することがあります。

・ファンドの管理番号等を記載することがあります。

・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月4日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF JPX日経400の2026年1月11日から2026年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF JPX日経400の2026年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。